

### 第3回「情報通信技術を活用した公共交通活性化に関する調査」検討委員会議事概要

【日 時】平成26年3月10日（月）15：30～17：30

【場 所】中央合同庁舎2号館低層棟1階 共用3A・3B会議室

【議 題】情報通信技術を活用した公共交通活性化に関する調査報告、データを活用した公共交通の価値創造とニーズの調査分析手法等に関するヒアリング 等

石田座長の進行のもと議事が進められ、調査報告書概要案等の資料の説明等の後、意見交換が行われた。なお、今回は、上保専門委員から「公共交通活性化に向けた富士通の取組み」、梶浦専門委員から「データを活用した公共交通の価値創造」、佐藤専門委員から「ICカードのデータ活用および実証実験での活用」についてプレゼンテーションが行われ、意見交換を行った。

主な意見は以下のとおり。

#### 【データ収集手段とデータの標準化について】

- 公共交通事業者に欲しい情報は何かを尋ねたところ、乗っていない人の情報、乗る前と降りた後の情報が欲しいという話を聞いたことがある。どうしたらデータを収集できるかという発想が必要。
- 地方都市では、商店街等での利用も含んだ地域一体で取り組む地域ICカードを導入するという選択もある。
- 乗降情報の収集に当たっては、ICカードのデータだけでなく、料金箱からのデータを活用する方法もある。
- 乗継情報等を関係者間で共有する場合、データ形式を標準化する必要があるが、データには営利を目的とした競争領域と事業者間で協調可能な非競争領域とがある。公共交通事業者の場合は、どの事業者であっても必要とするデータは同様であるため、データの標準化に関しては、非競争領域として事業者間で協調できると良い。
- データの標準化は考慮すべきであるが、競争と協調の範囲の設定が難しい。
- ベンダ側がデータの標準化をすることで、公共交通事業者側もこれらのデータを活用しやすくなるということは考えられる。一方で、公共交通の利用をより活性化するためには、事業者間、地域間でデータを共有できる仕組みも重要。

#### 【個人情報保護について】

- ビッグデータとして個人のGPS位置情報を活用する移動ニーズの調査は、自治体が自らデータを収集する場合、自治体が個人情報保護の条例で定めている手続きをクリアする必要があるが、自治体によって個人情報の範囲や手続きが異なることがある。
- カメラ画像解析技術等を活用した移動履歴の調査は、本人の知らない間に個人情報が取得され得る技術であり、個人情報保護に配慮したとしても、それがどこまで一般に伝わるかというところは今後も難しい。法律というよりは、社会的受容性の問題と考えられる。

○SNS等の分析による移動ニーズの調査において、「つぶやき」等の投稿は著作物に当たる場合があり、これを無断で転載をすると複製権侵害となるので注意が必要。

**【報告書概要案とまとめ】**

○報告書では、ビッグデータへの期待や思いを前面に出すべき。ビッグデータがあるのに活用されないのはもったいない、上手に活用していきたいということをもっと強調すべき。

○ビッグデータにより毎日の運行状況を評価する仕組みを作れば、定時性（無駄な時間がないか）、混雑状況、快適性等のサービスレベルの向上に繋がる可能性がある。さらに、安全面は公共交通にとって重要なサービスであり、事故予防のためのビッグデータ活用もあり得る。サービスレベルの向上に繋げる分析等も必要。

○今年度は、ビッグデータの可能性と課題について、全般的に整理した。来年度はこの成果をもとに具体的な分析や活用方法について検討を深めていきたい。

第3回までの議論を踏まえ、今年度調査の報告書案を作成し、委員会関係者へ照会することとした。

**【次回検討委員会日程】**

平成26年度に開催予定

( 以 上 )

**【問い合わせ先】**

国土交通省総合政策局情報政策課 石川 (28-201)

小川 (28-211)

溝江 (28-212)

TEL:03-5253-8111、直通:03-5253-8334、FAX:03-5253-1564